

第 3 次京都府自殺対策推進計画の概要（案）

1 計画の位置づけ

- (1) 京都府自殺対策に関する条例第 9 条に基づく、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画（議決計画）
- (2) 自殺対策基本法第13条第 1 項の都道府県自殺対策計画

2 計画の期間

令和 8 年度から令和12年度までの 5 年間

3 施策の方向性（案）

別添のとおり

4 策定方法・スケジュール

条例第 9 条第 3 項により、第 20 条に基づき設置する「京都府自殺対策推進協議会」の意見を聴取の上策定

月	全体スケジュール	議会
4～	自殺対策協議会委員の委嘱替え (委嘱は 7 月 1 日)	
8	上旬：協議会①（計画概要）	
9	上・中旬：計画部会①	9 月議会で概要報告
10	上旬：計画部会② 下旬：協議会②（中間案）	
11		
12	パブリックコメント実施	12 月議会で中間案報告
1	上旬：協議会③（最終案）	
2		2 月議会に計画案上程
3	計画策定・公表	

第3次京都府自殺対策推進計画の施策の方向性（案）

＜施策の方向性＞

- (1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進
- (2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進
- (3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

＜自殺対策の実施に当たっての横断的な視点＞

- (1) 事前予防、危機対応、事後対応（未遂者支援含む）の各段階を捉えた対策の実施
→事前予防の強化と、特に専門性を必要とする危機対応、事後対応の着実な推進
- (2) 国、市町村、民間団体、府民等との連携による推進
→役割分担を改めて整理し、府内全体で効率的・効果的な取組を推進
- (3) ライフステージや施策対象の特性に応じた取組の推進

（主な役割）

	内容	市町村	都道府県	民間団体・関係機関
事前予防	・自殺予防のための普及啓発、人材育成等	・普及啓発・相談 ・身近な地域での人材育成やネットワークづくり	・職域や医療関係者向けなど広域での実施が効果的な普及啓発や人材育成等	各分野での普及啓発、研修の実施等
危機対応	・危険性が高い者への相談対応等		・自殺ストップセンターの運営 ・医療との連携など、困難ケースや専門性を必要とするケースへの対応等	相談対応等 関係機関の連携による個別ケースへの対応等
事後対応	・自殺未遂者支援 ・自死遺族支援等	市町村支援	・市町村単位では地域資源が少なく実施が難しい取組等	相談対応 居場所づくり等

＜重点施策＞

◎ライフステージや女性など対象の特性に応じた取組の強化

- ①こども・若者への自殺対策の強化
SOS の出し方・受け止め方に関するスキル向上等
- ②現役世代の勤務問題や経済・生活問題等に対応する支援
相談対応の強化、ハラスメント防止対策の推進等
- ③高齢者への包括的な支援
高齢者の悩みへの相談支援、高齢者の交流の場・居場所づくり等
- ④女性や自殺未遂者等への支援
特に女性の妊娠・出産・子育てなどライフステージ毎に変化する問題への支援の推進や、自殺未遂歴や自傷行為等のあるハイリスクな者への支援体制強化に向けた検討や整備

R7 京都府自殺対策推進協議会計画部会 委員名簿（案）

委員

※敬称略

分野	所属	職名	氏名
医療	一般社団法人 京都精神科病院協会	会長	三木 秀樹
教育	京都府中学校長会	城陽市立西城陽中学校長	松尾 貴仁
	教育委員会学校教育課	指導第2係 総括指導主事兼係長	菊井 雅志
関係 団体	一般社団法人 京都府臨床心理士会	副会長	金山 由美
行政	京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室 施設福祉課長	三本松 賢
	京都府町村会	精華町健康福祉環境部次長	上野 明子

アドバイザー

医療	京都精神神経科診療所協会	としもりクリニック院長	歳森 康博
学 生			海老原 惇

オブザーバー

医療	京都精神神経科診療所協会	副会長	近藤 久勝
行政	精神保健福祉総合センター	所長	中村 佳永子